

第 19 回米沢地区冬季フットサルリーグ要項

- 1 目的 地区サッカー愛好者の継続的な意欲と活動を推進するとともに、地区サッカー選手の技術向上に資することを目的とする。
- 2 主催 米沢地区サッカー協会・米沢地区フットサルリーグ運営委員会
- 3 期間 平成 29 年 12 月～平成 30 年 3 月

4 日程・会場

(1) 米沢市多目的運動場

| | | | |
|-----|------------|------|----------|
| 日曜日 | 午前9時 集合・準備 | 審判 | |
| | 午前9時15分～ | 第1試合 | 第2試合のチーム |
| | 午前10時15分～ | 第2試合 | 第1試合のチーム |
| | 午前11時15分～ | 第3試合 | 第2試合のチーム |
| | 午後0時15分～ | 第4試合 | 第3試合のチーム |
| | 午後1時20分～ | 第5試合 | 第4試合のチーム |
| | 午後2時20分～ | 第6試合 | 第5試合のチーム |
| | 午後3時20分～ | 第7試合 | 第6試合のチーム |
| 水曜日 | 午後7時 集合・準備 | 審判 | |
| | 午後7時45分～ | 第1試合 | 第2試合のチーム |
| | 午後8時45分～ | 第2試合 | 第1試合のチーム |

- 5 参加資格 (1) 大会事務局に登録をおこない、スポーツ安全傷害保険等に加入しているチーム。
(2) 追加登録選手は、試合一週間前までに事務局に連絡(FAX 可)のうえ、出場可能とする。
- 6 大会事務局 リーグ事務局を米沢市桜木町2-64 相田昌洋(TEL23-0102 FAX24-2857)宅に置く。
- 7 審判 (1) 審判は4名とし、担当のチームより各2名(内1名はリーグ認定審判)ずつとする。
(2) 審判は2名がコート上で行い、残り2名はタイム係と記録係とする。
(3) 記録係は交替選手、勝敗、チーム得点、個人得点、警告、退場等を記録用紙に記入する。
(4) 最終の試合終了後、会場責任者は記録用紙を相田昌洋宅に FAX 又は持参する。(当日中)
- 8 競技日程 (1) 試合は各チーム総当たりのリーグ戦方式とする。
(2) 試合日程の変更は、会場の都合上認めない。
- 9 競技規則 (1) 原則的に 2015 年フットサル競技規則による。(下記のことについては除く)
(2) 競技選手は6名とし、内1名をゴールキーパーとする。(八幡原体育館では5名)
(3) 試合時間は50分(前半25分、後半25分)、ハーフタイムは5分とする。
(4) 次の試合は不戦敗(0-5)とする。(審判が決定)
(ア)合開会時刻に試合人数(4人)に満たない場合。(八幡原体育館では3名)
(イ)登録していない選手が出場したとき。
- 10 ボール (財)日本サッカー協会認定フットボール(主催者側でボールを準備)
- 11 順位 (1) 勝ちが勝点3、引分けは勝点1、負けは勝点0として合計で点数の多いチームを上位とする。
(2) (1)で決しない場合は、得失点差により決定する。
(3) (2)で決しない場合は、総得点の多いチームを上位とする。
(4) (3)で決しない場合は、当該チームの対戦結果の勝者を上位とする。
- 12 表彰 各ブロッカー一位・二位・三位まで表彰する。
- 13 大会競技要項 (1) 退場を受けた選手は、社会人リーグ運営委員会規律委員会の裁定により、以降の試合出場について決定する。
(2) 警告については、これを通算して2回受けた者は、次の試合の出場を認めない。
(3) 選手の二重登録は認めない。ただし、下記の条件を満たした時に限り、試合の成立を認めるものとする。
(ア)事務局及び相手チームの承諾を得ること。
(イ)相手チームに1人あたり5,000円をその場で支払うこと。
(ウ)人数は2人までとする。
- 14 罰則 (1) 不戦敗になったチームは、相手チームに対して罰金2万円を支払うこと。
(2) 審判に来なかったチームは、代わりに審判をしてくれた人に、一人5千円を支払うこと。
(3) 登録メンバー以外の選手(二重登録の選手も含む)が出場した場合以下の罰則規定を設ける。
→ 規律委員会を開き、処分を決定する。
- 15 参加申込み **期限 平成 29 年 10 月 27 日(金) *郵送、持参等により別紙申込書を提出すること。**
送付先 米沢市桜木町2-64 相田昌洋 (TEL23-0102 FAX24-2857)
- 16 代表者会議 **日時 平成 29 年 11 月 10 日(金) 午後7時から**
場所 アクティー米沢 参加費 35,000 円を持参のこと。